



平成24年3月分 毎月勤労統計調査結果

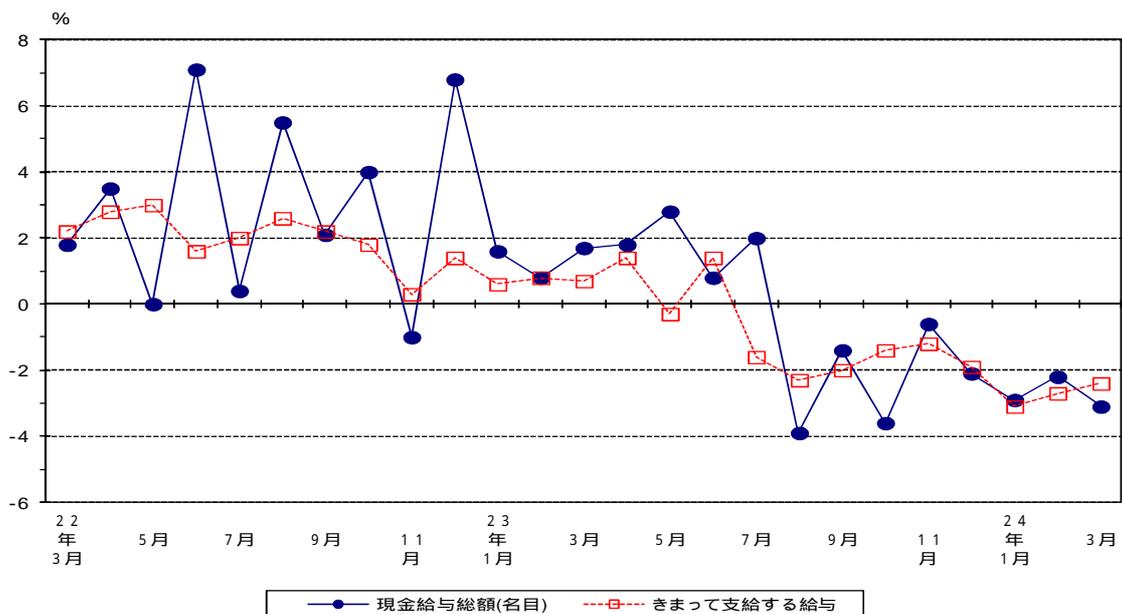
賃金

- ・3月のきまって支給する給与は、規模5人以上で232,790円、前年同月比2.4%減で、9ヶ月連続で前年同月を下回った。（規模30人以上では256,783円、前年同月比0.1%減で、6ヶ月連続で前年同月を下回った。）
- なお、特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で236,977円、前年同月比3.1%減であった。（規模30人以上では259,786円、前年同月比1.5%減であった。）

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額				きまって支給する給与						特別に支払われた給与		
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	所定内給与		所定外給与		実数	前年同月差
								実数	前年同月比	実数	前年同月比		
【事業所規模5人以上】	円		%	%	円	%	%	円	%	円	円	円	円
調査産業計	236 977	84.3	1.3	3.1	232 790	0.2	2.4	215 996	2.5	16 794	4 187	2 353	
建設業	309 890	92.7	2.6	4.9	309 073	2.7	5.1	292 208	5.2	16 865	817	817	
製造業	265 499	85.2	0.4	0.0	264 547	0.4	1.2	236 376	1.5	28 171	952	3 761	
卸売業、小売業	171 405	79.3	4.3	12.4	170 975	4.4	10.7	164 185	10.4	6 790	430	3 715	
医療、福祉	239 210	83.1	2.7	0.8	233 429	0.9	0.2	225 139	3.6	8 290	5 781	909	
【事業所規模30人以上】													
調査産業計	259 786	82.6	1.2	1.5	256 783	0.9	0.1	234 485	0.1	22 298	3 003	4 241	
建設業	381 919	82.7	0.0	4.4	379 112	0.0	5.1	335 530	6.1	43 582	2 807	2 807	
製造業	282 101	82.0	0.0	0.7	280 971	0.0	0.7	247 807	0.3	33 164	1 130	4 411	
卸売業、小売業	168 434	79.2	0.8	7.3	167 285	1.2	3.5	159 181	4.4	8 104	1 149	7 415	
医療、福祉	276 282	83.3	3.5	0.7	267 272	0.8	1.8	256 238	1.6	11 034	9 010	2 522	

図1 賃金の動き（前年同月比） - 規模5人以上・調査産業計 -



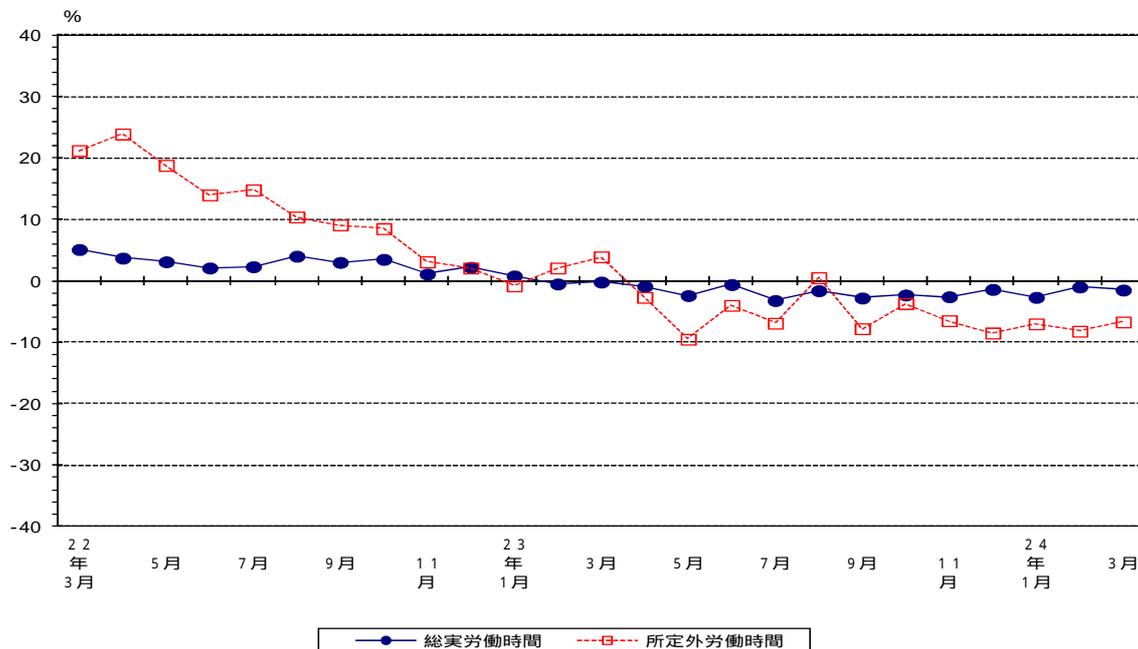
労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で146.2時間、前年同月比1.5%減で、14ヶ月連続で前年同月を下回った。
（規模30人以上では152.7時間、前年同月比1.3%増で、2ヶ月連続で前年同月を上回った。）
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で9.5時間、前年同月比6.7%減で、7ヶ月連続で前年同月を下回った。
（規模30人以上では11.9時間、前年同月比1.1%増で、14ヶ月ぶりに前年同月を上回った。）

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間								出勤日数			
	実 数				指 数				所定外労働時間			
	時間	指数	前月比	前年同月比	時間	指数	前月比	前年同月比	実 数	前月差	前年同月差	
【事業所規模5人以上】												
調 査 産 業 計	146.2	98.5	0.4	1.5	9.5	4.4	6.7	19.2	0.1	0.3		
建 設 業	166.0	95.8	4.4	3.9	5.8	22.6	1.1	22.1	0.8	0.1		
製 造 業	168.0	103.6	0.1	1.9	15.1	2.0	3.0	20.2	0.1	0.7		
卸 売 業、小 売 業	124.2	91.7	1.2	5.3	4.0	5.2	24.9	18.6	0.1	0.3		
医 療、福 祉	138.7	100.7	1.5	3.4	3.4	2.9	30.1	19.0	0.3	0.2		
【事業所規模30人以上】												
調 査 産 業 計	152.7	100.3	1.3	1.3	11.9	3.5	1.1	19.6	0.1	0.2		
建 設 業	172.9	97.8	4.4	5.0	9.4	1.1	14.8	23.7	1.1	1.5		
製 造 業	172.6	103.6	0.8	2.6	16.9	0.6	8.0	20.3	0.1	0.9		
卸 売 業、小 売 業	125.4	93.9	1.1	0.8	4.8	17.1	3.3	19.8	0.1	1.0		
医 療、福 祉	147.1	103.8	0.5	3.8	3.9	9.3	22.3	19.4	0.1	0.1		

図2 労働時間の動き（前年同月比） - 規模5人以上・調査産業計 -



雇用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で639,663人、前年同月比1.0%減で、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。
(規模30人以上では347,898人、前年同月比1.8%減で、3ヶ月ぶりに前年同月を下回った。)
- ・パートタイム労働者の比率は、規模5人以上で32.2%となり、前年同月差3.0ポイント上昇した。

表3 雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者					パートタイム		労 働 異 動	
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	労働者比率	労働者比率 前年同月差	入職率	離職率	
【事業所規模5人以上】	人		%	%	%	ポイント	%	%	
調 査 産 業 計	639 663	98.0	1.6	1.0	32.2	3.0	1.77	2.46	
建 設 業	39 285	103.7	0.8	3.1	4.5	1.4	1.82	1.02	
製 造 業	181 216	98.9	0.1	0.4	18.4	0.4	1.15	1.21	
卸 売 業、小 売 業	108 711	93.4	4.8	4.7	58.7	8.4	1.21	1.91	
医 療、福 祉	81 438	106.1	0.5	3.8	31.4	2.1	2.54	2.09	
【事業所規模30人以上】									
調 査 産 業 計	347 898	96.8	2.5	1.8	27.8	3.9	1.77	2.67	
建 設 業	11 147	107.7	1.7	8.2	0.8	0.6	1.98	0.26	
製 造 業	129 770	97.4	0.2	0.9	15.0	0.9	1.02	1.11	
卸 売 業、小 売 業	40 529	85.7	10.6	11.2	62.7	7.3	1.16	1.59	
医 療、福 祉	49 760	106.3	0.9	5.2	24.0	0.8	3.45	2.66	

図3 雇用の動き（前年同月比） - 規模5人以上・調査産業計 -

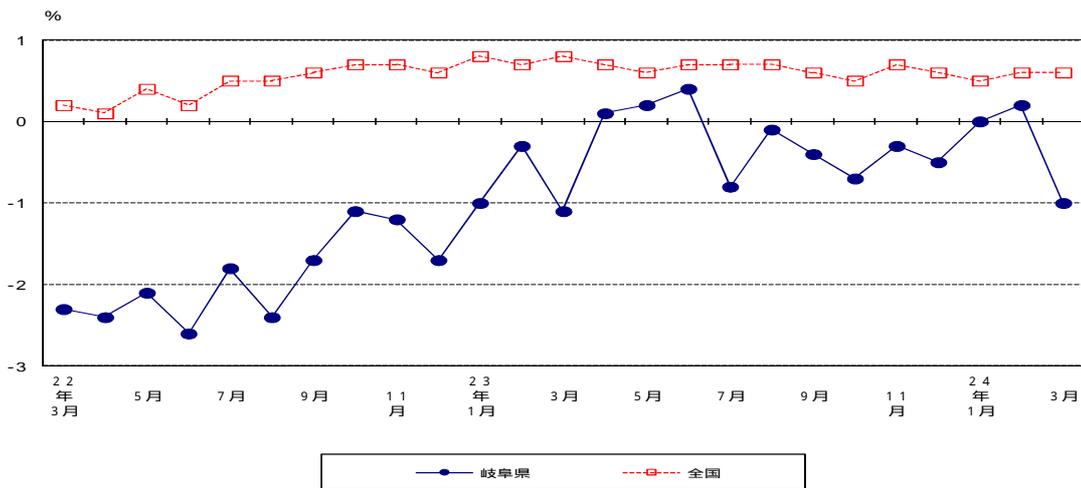
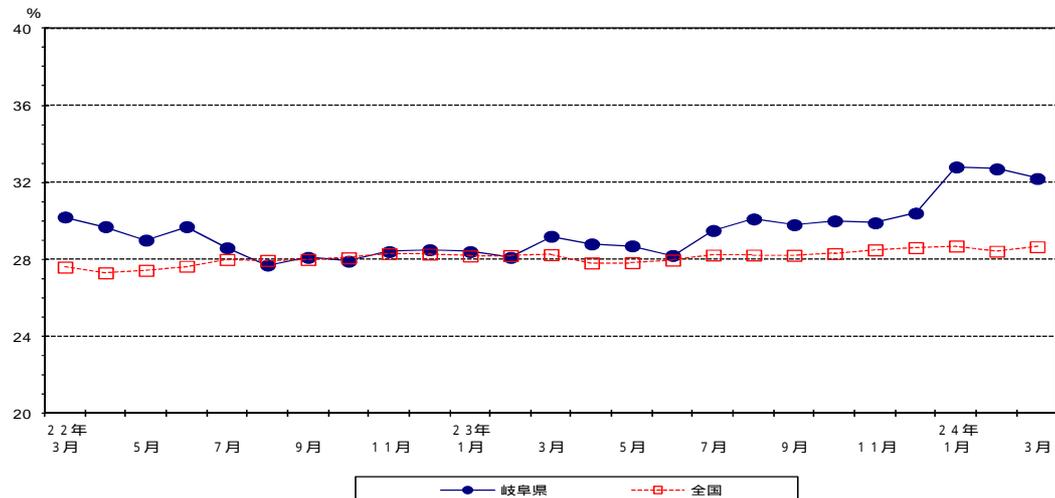


図4 パートタイム労働者比率の動き - 規模5人以上・調査産業計 -



【利用上の注意】

- 1 平成 24 年 1 月分調査から、平成 21 年経済センサス基礎調査の結果に基づき調査対象事業所の抽出替えを行った。
- 2 このため、賃金・労働時間及び雇用指数については、新旧サンプルのギャップを埋めるため、過去に遡って修正し指数を接続させている。(指数の基準時更新を行い、平成 22 年 = 100 としている)
- 3 前月比及び前年同月比は、指数の増減である。
- 4 平成 22 年 1 月分から、平成 19 年 11 月に改訂された日本標準産業分類により集計を行っている。
- 5 指数の算式

各月の指数は、実質賃金指数を除き次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の 1 人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の 1 人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

実質賃金指数の算式

賃金の購買力を示す指標として、実質賃金指数を次の算式によって作成している。

$$\text{各月の実質賃金指数} = \frac{\text{各月の(名目)賃金指数}}{\text{各月の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)}} \times 100$$

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 6 現在の指数の基準時は、平成 22 年(2010 年)である。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者 5 人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約 7 3 0 事業所を対象とする。